

果実酒製造技術研究分科会規約
(福島県製造技術高度化研究会)

(名称)

第1条 本分科会は、ハイテクプラザ研究会活動を行っている福島県製造技術高度化研究会の分科会のひとつであり、「果実酒製造技術研究分科会」と称する。

(目的)

第2条 本分科会は、ワイン産業に係る技術分野に関して会員間の情報交換の場を提供する。少人数の会員によるオープンな技術交流を目的とし、ワイン品質の向上に資する技術、商品開発等についての勉強会を開催する。

(活動)

第3条 本分科会は、第2条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 会員への各種情報提供のほか、ハイテクプラザの技術開発事例や応用展開などについての討論や情報交換を行う。
- (2) ワイン製造技術等に関する講演会、セミナーを年1回程度開催する。
- (3) ワインの品質向上ための技術交流を行う。
- (4) 技術動向調査や市場動向調査を行い、商品開発やブランド化の推進を目指す。

(会員)

第4条 本分科会の会員は、福島県内のワイン産業従事者、大学等関係者で、活動趣旨に賛同し、協力可能な個人会員で構成される。

(事務局)

第5条 本分科会は、業務の円滑な推進と連絡のため、福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター内に事務局を設置する。

(会長)

第6条 分科会に会長を置き、会津若松技術支援センター所長をもってあてる。

- 2 会長は、分科会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある時は、会長が予め指名する者が会長の職務を代行する。

(入退会)

第7条 本分科会に、入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入し分科会事務局へ提出する。退会しようとする会員は、その旨を分科会事務局へ届けなければならない。

(分科会)

第8条 本分科会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 分科会の進行は、ハイテクプラザ会津若松技術支援センター職員または会員が行う。
- 3 年1回総会を開催し、年間の活動計画について協議を行う。

(会費)

第9条 本分科会に関する会費は無料とする。

(機密保持契約)

第10条 本分科会において事業を進めるにあたり、会員間で機密保持契約が必要とされる場合は、その当事者間で契約を結ぶものとする。

(期間)

第11条 本分科会は原則として2年間とする。但し、必要な場合には継続できるものとする。

(会員情報)

第12条 会員相互の交流と連携を促進するため、個人会員の会社名、所属機関名などの組織名は分科会内で公開できるものとする。会員情報の利用範囲は分科会活動範囲内に限定される。

(規約の改定)

第13条 本規約は分科会での合意を持って改定することができる。改定内容は速やかに会員へ告知するものとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか分科会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

(付則) 本規約は、令和8年4月1日から施行する。